

議案第104号

福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市総合図書館の適正かつ効果的な運営を図るため、当該施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、東図書館の新築移転に伴い、その位置を改める等の必要があるによる。

福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例

福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第3号中「古文書」の次に「郷土資料、文学資料」を加える。

第19条を第26条とし、第18条を第25条とし、第17条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第18条 教育委員会は、総合図書館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う総合図書館（分館を除く。）の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第7号及び第8号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第5条第1項に規定する利用の許可（会議室に係るものに限る。）に関する業務
- (3) 第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- (4) 第7条に規定する入館の制限に関する業務
- (5) 第9条に規定する特別な設備の設置（会議室に係るものに限る。）に関する業務
- (6) 第10条に規定する使用料の徴収（会議室に係るものに限る。）に関する業務
- (7) 第11条に規定する手数料の徴収に関する業務

- (8) 第12条第1項に規定する撮影, 模写又は模造の許可(文書資料に係るものを除く。)及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
  - (9) 第14条に規定する観覧料等(使用料(会議室に係るものに限る。))及び手数料に限る。)の減免に関する業務
  - (10) 総合図書館の施設, 付属設備等の維持及び修繕に関する業務
  - (11) 前各号に掲げるもののほか, 教育委員会が必要と認める業務
- 3 指定管理者が行う総合図書館(分館に限る。)の管理に関する業務は, 次に掲げるとおりとする。
- (1) 前項第3号, 第4号及び第7号に掲げる業務
  - (2) 第2条第1号(市民の利用に供することに限る。), 第2号(市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。), 第4号及び第6号から第8号までに掲げる事業に関する業務
  - (3) 第12条第1項に規定する撮影, 模写又は模造の許可及び同条第2項に規定する手数料の徴収に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか, 教育委員会が必要と認める業務  
(指定管理者の指定)
- 第19条 教育委員会は, 総合図書館の管理を指定管理者に行わせようとするときは, 教育委員会規則で定めるところにより, 総合図書館(分館を除く。)又は各分館について, 指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし, 総合図書館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると教育委員会が認める場合は, この限りでない。
- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は, 教育委員会規則で定めるところにより, 教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は, 前項の規定による申請があったときは, 次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。
- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
  - (2) 総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに, その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必

要なその他の能力が十分であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める基準

(指定等の告示)

第20条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに教育委員会規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第21条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

(2) 第19条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。

(3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。

(4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前条の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第22条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従って適正に総合図書館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった総合図書館の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者がその責めに帰すべき理由により、総合図書館の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第24条 第18条第1項の規定により総合図書館(分館を除く。)の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条第1項,第6条第1項,第7条,第9条(第3項を除く。),第10条,第12条第1項及び第14条の規定の適用については,第5条第1項中「映像ホール及び会議室」とあるのは「会議室」と,「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と,第6条第1項各号列記以外の部分,第7条及び第9条(第3項を除く。)中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と,第10条中「使用料」とあるのは「使用料(会議室に係るものに限る。)」と,第12条第1項中「図書資料等」とあるのは「図書資料等(文書資料を除く。)」と,「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と,第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の定める」と,「観覧料等」とあるのは「使用料(会議室に係るものに限る。)及び手数料」とする。

2 第18条第1項の規定により総合図書館(分館に限る。)の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条第1項,第7条及び第12条第1項の規定の適用については,第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と,第12条第1項中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

別表第1 福岡市東図書館の項中「香住ヶ丘一丁目」を「千早四丁目」に改める。

附 則

この条例は,平成27年4月1日から施行する。ただし,第2条の改正規定は公布の日から,別表第1 福岡市東図書館の項の改正規定は教育委員会規則で定める日から施行する。